

令和 7 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 4 月 1 8 日

担当部・課：総務部市民税課〔内線 3 0 9 1〕

総務部資産税課〔内線 3 1 1 2〕

① 件 名
個人住民税における個人所得課税等の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 令和 7 年度地方税制改正により、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、個人住民税では、給与所得控除の最低保障額の引上げ、特定親族特別控除の創設及び軽自動車税種別割の標準税率の区分が見直され、固定資産税では、固定資産税減額の特例措置について新たな規定が創設されるなど、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律」の一部が改正された。 【目的】 関係法令の改正に合わせて関係例規の見直しを行ったもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号） 地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号） 地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号） 離島振興法第 2 0 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 5 年自治省令第 1 号） 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第 1 0 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 1 3 年総務省令第 5 4 号） 石巻市市税条例（平成 1 7 年条例第 5 5 号） 石巻市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 5 6 号） 石巻市市税特別措置条例（令和 3 年条例第 2 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 7 年 3 月 ・地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律公布（令和 7 年 4 月 1 日施行） ・離島振興法第 2 0 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令公布（令和 7 年 4 月 1 日施行） ・石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例並びに石巻市市税特別措置条例の一部改正について専決処分（令和 7 年 4 月 1 日施行）
⑤ 主な内容
1 石巻市市税条例関係 (1) 個人住民税関係 ① 給与所得控除の最低保障額引上げ 最低保障額を 6 5 万円に引上げる（改正前：5 5 万円）。 ② 特定親族特別控除の創設 控除対象となる大学生年代（1 9 歳以上 2 3 歳未満）の子等の合計所得要件を拡大し、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入する。

子等の合計所得要件	控除額
合計所得金額 95 万円以下	45 万円
合計所得金額 95 万円超 123 万円以下	3 万円 ～ 41 万円
合計所得金額 123 万円超	0 万円

③ 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し

原動機付自転車のうち、二輪のもので、排気量が 1 2 5 cc 以下かつ最高出力 4 kw 以下のものに係る種別割を新設し、税率を 2, 0 0 0 円とする。

(2) 固定資産税関係

長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに対して行っている固定資産税減額の特例措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、特例措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、特例措置を適用できる規定を新設する。

2 石巻市都市計画税条例

わがまち特例制度における条例で定める課税標準の特例割合について、引用条項を改める。

3 石巻市市税特別措置条例

離島地域における固定資産税の課税免除及び原発立地地域における不均一課税について、条文を整理する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

全国の自治体でも同様の改正が行われる。

⑧ 今後の予定及び施行年月日

石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例並びに石巻市市税特別措置条例の一部改正の専決処分（令和 7 年 3 月 3 1 日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨ その他